

# 賃金の支払いを、職業紹介事業者に委ねることはできません

労働者の賃金は、事業主（雇用主）において直接支払うことが労働基準法で決められています。

したがって、事業主（雇用主）から賃金が直接支払われず、職業紹介事業者が賃金を代理受領して労働者に支払うということは禁止されています。

これは、賃金の計算業務を職業紹介事業者に委託している場合でも、実際の支払いは事業主（雇用主）が行う必要があります。

## 労働基準法第 24 条第 1 項（抜粋）

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。

〔罰則〕 30 万円以下の罰金（同法第 120 条）

また、このように職業紹介事業者を介して間接的に賃金を支払っていることは、職業紹介事業者がその労働者と雇用関係にあるものとみなされ、禁止されている『労働者供給』に当たるとして職業安定法違反に問われることがあります。

この場合、職業紹介事業者はもちろん、労働者の供給を受けた者も処罰の対象となります。

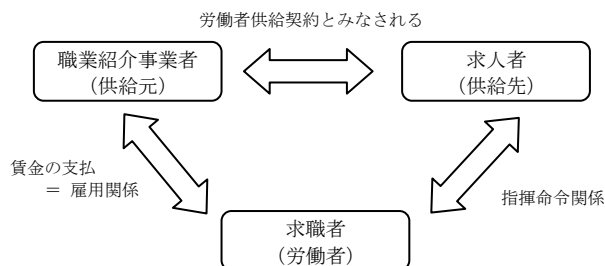
## 職業安定法第 4 条第 6 項（抜粋）

「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣に該当するものを含まないものとする。

## 同法第 44 条（抜粋）

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

〔罰則〕 1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金（同法第 64 条）



## 【問合せ先】

宮城労働局 職業安定部 需給調整事業室

〒 983-8585

宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎1階

(TEL 022-292-6071)

[H24. 11]